

平成26年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

平成26年 8月25日(月曜日)

開 会 午後 3時30分

閉 会 午後 4時45分

○会議に付した事件

1. 子ども・子育て支援新体制と今後の町の取り組みについて
-

○出席委員(5名)

副委員長	山田和子君	委員	吉田和子君
委員	斎藤征信君	委員	本間広朗君
委員	前田博之君		

○欠席委員(1名)

委員長 小西秀延君

○説明のため出席した者の職氏名

子ども課長	坂東雄志君
子ども課主幹	渡辺博子君
子ども課主査	藤元路香君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主 幹	本間弘樹君

◎開会の宣告

○副委員長（山田和子君） ただいまより総務文教常任委員会協議会を開会いたします。

（午後 3時30分）

○副委員長（山田和子君） 担当課より、子ども子育て支援新制度と町の取り組みについて説明を求めます。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 皆さんお忙しい中時間いただきましてありがとうございます。きょうは第4回目になると思うのですが子ども・子育て支援新制度と町の取り組みについてでことごとくご説明して、補足のほうといいますか本体的な部分は渡辺主幹のほうに説明していただくことになっています。

それではきょうの総務文教常任委員会協議会のねらいでございますが、9月に議会に上程いたしますここに書いてある①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、それと②家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、③放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、ここまでが一応議会のほうに上程する予定にしております、また保育の必要性の認定基準に定める規則ということで、規則で定めることとしております。この4本の部分についてまずは1番のほうで、このレジュメの1番の子ども・子育て支援資金制度概要というところ簡単に触れまして、その制度の概要を示して、そして基準について基準を定め条例という形で基準をお示してそして条例の中にこのようなかたちで組み込まれるということで、この条例の基本となるのが基準でございますので基準の部分をしっかり説明したいと思います。

また、3番目に時間があれば7月23日の総務文教常任委員会協議会での質問に対する回答ということで答弁留保のみの、一応要旨とその取り扱いについてご説明させていただきたいと思えます。

それではこのまず1番の子ども・子育て支援新制度概要について、渡辺主幹のほうから簡単に現行制度との変更点ということで大分前からやっておりますので、簡単に説明して次の基準を定める条例、国から示された政府省令に基づく基準ということで、その部分は今回お示しました子ども・子育て支援資金制度概要の8のほうにありますので、ここを中心にした説明になると思えますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○副委員長（山田和子君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） それではレジュメ1番目になりますが、子ども・子育て支援新制度の概要についてということで、私のほうから説明させていただきます。

お手元の資料をご覧くださいと思います。この資料に基づいてお話しします。

1番目に新制度についてということで載っておりますが、これは今まで説明した内容ですのでここについては省略させていただきます。2番目の現行制度からの主な変更点ということで6点あげてあります。まず1点目ですけれども、子ども・子育て支援給付の創設ということです。就学前の子供に対する教育・保育を保障するために給付制度というのが導入されます。また保護者に対する個人給付を基礎として、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領する仕組みとなります。また市町村からの支払い額は国が示す公定価格の水準が基本となります。市立保育所へは市町村から

の委託料となります。これは公定価格の額になります。また私立幼稚園への市町村からの支払い額については、公定価格と地方単独給付から保育料を引いた額となります。また私立幼稚園に関しては、給付対象への移行を希望しない場合は、現行制度に基づいて私学助成の対象施設となることもできることになりました。

2ページです。2点目に上げていますが公的保育の多様化と供給量拡大のためのしくみということです。地域の実用に応じた子ども・子育て支援の充実ということでいろいろな事業ができるようになりました。②に上げておりますけれども地域型保育給付というのが新設されますが、小規模な保育などがこの中に入っております。3点目市町村による確認制度の導入ということです。給付制度が導入されるということで、その給付対象の施設であるかどうかということ、これは市町村が確認する必要があります。このために市町村は確認の基準というものを国が示す基準に基づいて条例で定める必要があります。4点目、教育・保育の必要量の認定制度の導入です。

①新制度においてはパートタイマーなど短時間労働の保護者の子供も公的保育が利用できるように、保育の必要量の認定が導入される。保護者の就労状況に応じて「長時間保育」「短時間保育」の2区分があります。

②給付対象に施設等を利用する際に利用者は居住市町村に認定を申請します。認定書の交付を受けて各施設に申し込みをすることになります。

③給付対象の幼稚園・保育所等の保育料は所得に応じた月額になります。保育料は国が示す基準に基づいて市町村が決めることとなります。

5点目、市町村を制度の実施主体として位置づけます。今まで「幼稚園の所管は都道府県、保育所の所管は市町村」と分かれていましたが、実施主体を市町村に一本化することになりました。また市町村は5年を一期とする事業計画を策定する必要があります。また、市町村は関連基準等定めることが必要になります。就学前児童の教育・保育の必要量の認定が必要となります。既存の幼稚園・保育所・認定こども園のみなし確認措置も行うこととなります。また給付制度の実施を行うこととなります。

6点目に上げています保育所の認可制度、認定こども園の認定制度の改善です。保育所不足地域における保育所や保育事業の申請は基準に適合する限り、原則認可されることとなります。また要望連携型認定こども園の認定促進のため手続が一本化されることとなります。

以上、主な変更点を上げました。

以下に今まで説明した変更点についての詳細について、またさらに説明させていただきたいと思っております。

3ページ目に給付事業の全体像を載せてございます。これも今まで説明している内容ですが若干ふれたいと思います。子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て新事業という二つの大きなくりには分けられることでした。子ども・子育て支援給付に関しては、さらに施設型給付認定こども園や幼稚園、保育所などが給付を受ける対象となります。また、地域型保育給付ということで4種類の事業が予定されております。現金給付のとして児童手当が位置づけされることになりました。これについては特に現行制度と特に変わりはありませんが、新制度においても児童手当が法的に位置づけされることになりました。地域子ども・子育て支援事業が13種類あります。新たに追加されるの

が1番目に上げています利用者支援事業。そして12番目実費徴収にかかる補足給付。13番目多様な主体が参入することを促進するための事業となっております。

4ページ目に行きます。4ページ目が現行制度から新制度へ施設がどのようなふうに移行していくかということで、主なバリエーションということで載せております。白老にあるのが保育所と幼稚園でありますので保育所と幼稚園を載せてございます。幼稚園に関しては現在私学助成を受けていますけれども、新制度においては給付を受ける幼稚園になるか、または認定こども園となるかという選択肢がございます。また給付を受けないで、私学助成を受ける幼稚園でいることも選択肢の中の一つとしてあります。保育所に関しては施設型給付を受ける保育所、また認定こども園への移行も考えられることとなります。さらに下のほうに事業というふうに書いてあります。これ4種類の事業がありますけれども、この事業に関しては法人でなくてもこの事業を実施することができますので、NPOまたは個人でもいいのですが、それと幼稚園、保育所でも事業実施することができますので、施設のこの体系移行と、さらに新たにこの下に書いて事業を組み合わせるということも可能となってきています。

5ページ目に行きます。給付の対象としての確認が必要ということです。この確認ということですが、新制度においては施設型給付を受けるか、または地域型保育給付の支給対象となるかということに市町村が確認をする必要があります。この確認をする作業なのですが、市町村が行うのが教育・保育施設と言われる認定こども園、幼稚園、保育所の施設が基準を満たしているかということの確認、また地域型保育事業に関しては、新設ですのでこれに関しては認可の作業があります。認可とまた確認を行うことが必要となります。教育・保育施設については認可自体は都道府県ですので都道府県の設置基準は来年以降、特に変わるということはありませんので施設の規模とか利用定員についての変更点は特にありませんけれども、それが満たしているかどうかということ確認するのが市町村の役割となります。

下のほうに丸1つ目です。確認を受けることが主体ということで確認を受けることができる教育・保育施設が法人に限るとされています。地域型保育事業については、法人でない場合も実施できるということになります。

確認を受けるための基準、各施設事業の認可記事の満たすとともに運営に関する基準を満たす必要があります。運営に関する基準も内閣府令で定める基準に基づき、白老町で定める必要があります。

丸3つ目です。既存施設の経過措置、新制度施行の際、現に存する認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業については、「別段の申し出」があった場合を除き、確認があったものとみなすとされております。

6ページ目です。利用者の関係についてまとめております。

(1)に載せていますが利用者負担額です。利用者負担額は応能負担を基本としております。その水準は国が定め基準額を踏まえて市町村が定めるということになります。

(2)教育・保育を受けるための認定です。丸1つ目、教育・保育を受けるためには子供の年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要となります。

丸2つ目、新制度では保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとなります。そのために基準を市町村が定める必要があります。

丸3つ目、保育の必要性の認定に当たっては、その保育の必要という事由また区分、これは保育の

時間です。その2点を踏まえて認定を行います。さらに行政利用を考慮して調整を行うこととなります。

丸4つ目になりますが、認定区分に応じて利用できる施設や事業は異なることとなりました。その表に上げてございますが、上のほう1号認定、2号認定、3号認定というふうに書いています。

1号認定というのが保育が要らない満3歳以上の子供、保育が必要で満3歳以上の子供が2号認定となります。また3歳未満児に関しては3号認定となります。それぞれ利用できる施設が丸で書いてあるとおりでございます。ただ特例によってこの丸がないところも利用する必要性が生じたときに利用できることとなっております。

次のページ7ページ目になりますが、今ご説明しました保育の必要性の認定についてのイメージ的な図を載せてございます。

まず保育の必要性の認定ということで事由ですが、これは就労などの内閣府令で定める事由となります。区分で保育の必要量ですが保育の標準時間、これは1日11時間と短時間、保育短時間1日8時間までの利用かどうかということ区分しております。さらにこれで保育の必要性があるということになりますと、その中で優先利用ひとり家庭であるとかという理由で優先利用、優先度が決められてくることとなります。

最終的に3歳以上ですと2号認定、3歳未満ですと3号認定という認定となり、「支給認定証」が町のほうから発行されるということになります。括弧3利用手続等というのを載せてございますが、これは先日お渡ししたパンフレットに載っていた利用手続の流れ、そのまま写していますのでちょっと省略させていただきたいと思います。

8ページ目に新制度における教育・保育の利用の流れというのを図式化しています。上に現行制度幼稚園と保育所というのを載せております。新制度になりますと、右のほうに載せている流れとなりますけれども、これが変わるのが例えば幼稚園ですと、保育の必要性というのを市町村から認定を受けることとなります。そして施設と利用者との契約となります。利用者は施設に保育料払うこととなります。施設型給付を受けるということですので市町村から施設に対して施設型給付費を支払うこととなります。本来は利用者が施設に払うべきという枠組みなのですが、法定代理受領ということになりますので、市町村が直接施設側に給付費用を払うという仕組みに変わります。保育所に関してなのですが、私立保育所においては保育の費用についてはこの施設型給付ということではなくて、現行制度と同じく市町村が施設に対して保育に要する費用を委託費として支払います。この場合の契約は市町村と利用者との間の契約となります。利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなります。公立の保育施設に対する施設型給付の費用なのですが、これは市町村10分の10ということになります。この流れなのですが地域型保育給付に共通するものであります。給付の負担割合は国が2分の1都道府県と市町村が4分の1ずつとなります。9ページ目に後期の仕組みということですが、幼稚園の現行制度と給付制度、新制度に移ったときの公費の仕組みを載せてございます。

現在は幼稚園ですと私学助成と保育料というものを徴収しておりますが、給付制度に変わりますと私学助成から施設型給付というかたちになります。保育料も徴収しております。施設型給付と保育料を合わせた金額が公定価格といわれる額になります。また現行制度で行ってございました預かり保育に

対する国庫補助ですが、新制度の中では子ども・子育て支援事業の一部となることとなります。

変更点です。私立幼稚園に対する公費は現行制度と給付制度では大きく異なることとなります。園は都道府県からの私学助成を現在受けておりますが、市町村からの施設型給付を受けることとなります。利用者は市町村からの就園奨励費を受けますが、市町村が定める所得に応じた保育料を施設に払うこととなります。施設型給付の幼稚園ありますと市町村が所得に応じて保育料定めることとなりますので、例えば同一市町村内に施設型給付の対象幼稚園がありますと、園による保育料の違いはなくなることとなります。

10 ページ目です。保育所に関してです。保育所に関しては現行制度保育単価といわれますが、保育所の運営費負担金と保育料を合わせた額が保育単価と呼ばれます。これが新制度にかわりますと施設型給付費ということに変わりますが、名称が変わりますけれども大きな変更点はないということになります。保育所に関して特別保育事業に対する国庫補助がありますが、これは新制度においては子ども・子育て支援事業に対する国からの交付金となることとなります。

変更点です。保育所への公費負担の名称は変わりますが大枠の仕組みはこれまでと変更ありません。保育所運営費負担金が施設型給付費という名称に変わります。保育単価が公定価格になるということになります。

保育料は国の基準に基づいて市町村が金額を設定します。これも現在と制度としては同じ仕組みです。3点目に上げています延長保育事業や休日保育事業に対する国庫補助事業が子ども・子育て支援事業に対しては、国の絡む交付金事業となるということでございます。

11 ページ目になります。施設型給付の算定方法です。施設型給付ですが市町村の確認を受けた施設事業は公定価格により財政支援を保障されます。公定価格というのは教育・保育や地域型保育に要する費用を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額です。利用者負担額これはいつ市町村が定める額となります。施設型給付費というのは、公定価格から利用者負担額を引いた額となります。重複しますが私立保育所については公定価格全体を委託費として市町村が施設に払うこととなります。施設型給付費は利用者の在住市町村に請求して毎月施設に支払われることとなります。括弧2に上げています公定価格の基本的構造です。給付に係る財政支援です。私立施設及び地域型保育給付に関しては国の財政支援が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつとなります。公立施設については市町村が10分の10、地方交付税による一般財源となります。下に公定価格のイメージ載せてございますが基本額と加算額というのがあります。これを合わせた額が公定価格といわれる額となります。

12 ページ以降に今回ご説明する条例として上程する内容の各種基準を載せてございます。市町村がその施設の基準を満たしているかどうかということを確認する作業が導入されるということで、市町村が各種基準を設定する。決める必要があります。定める各種基準について4種類あります。1点目が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準です。2つ目が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、3つ目が放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、4つ目が保育の必要性の認定基準となっております。このうち1つ目から3つ目に関しては条例化する予定で、4つ目の保育の必要性の認定基準に関しては規則で定める予定であります。1つ目の特定教育に関する基準について説明いたします。基準として定める内容ですが、市町村は各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行うこととなります。これについては幼稚園や保育所は各設置基準、これ

はそれぞれの学校教育法等で基準が決められておりまして、都道府県では条例で基準を定めております。これに関しては特に変更ございませんが例えば新制度移行後、これは児童福祉法が変更になったことで、これは現在と同じですが最低 20 人以上というこれが利用定員として明確になったということです。小規模保育事業に関しても保育所と明確に区別するということでなっております。幼稚園に関しての利用定員の変更はございません。また認定こども園に関しても変更は特にございません。認定区分に関して新制度においては 1 号認定子供から 3 号認定子供という子供区分して利用定員を定める必要がありますので、この認定区分について基準を定める必要があります。この対象施設・事業についてですが、法人格を有するということが求められております。地域型保育事業については法人でない場合も対象となります。運営基準の遵守です。施設の設備・職員配置など、各施設・事業の認可基準を見て満たしていることを求めるとなります。さらに国が定める基準を踏まえて、区分経理など給付の対象施設・事業として求める運営基準を市町村が条例で定めます。運営基準遵守のため市町村が指導監督を行うこととなります。

2 つ目の条例ですが、家庭的保育事業等の設備等に関する基準です。これは、家庭的保育事業等 4 種類ございます。まず 1 目、小規模保育事業といわれる事業です。これに関しては利用定員が 6 人以上 19 人以下。比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下で、きめ細かな保育を実施することとなります。さらにこの小規模保育所、これが A 型、B 型、C 型と 3 種類に分けられることとなります。表をご覧くださいと思います。左側に保育所の現在の運営基準、認可基準を載せております。右側に小規模保育の認可基準を載せてございます。A 型、B 方に関しては、職員数は保育所の配置基準よりも 1 名多く配置する必要があるとございます。資格について A 型は保育士、B 型については 2 分の 1 以上が保育士となる必要があります。保育士以外の人には研修の実施が義務づけられます。C 型については、ゼロから 2 歳児 3 対 1 という職員数となります。補助者置く場合は 5 対 2 ということとなります。資格としては家庭的保育者ということになります。家庭的保育者ですが、新しくできる制度でありまして市町村長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識や経験を有すると市町村長が認める人となります。保育室等の基準ですが、A 型、B 型ともゼロ、1、2 歳児は 1 人当たり 3.3 平米、2 歳児に関しては 1 人当たり 1.9 平米以上の面積が必要となります。C 型についてはゼロ歳から 2 歳児まで、いずれも 1 人当たり 3.3 平米の面積が必要となるということになります。

給食の施設ですが、A 型から C 型いずれも自園調理になります。ただ、連携施設からの搬入が可能となります。調理設備、調理員を置くことが必要となっております。

14 ページ目残りの 3 つです。家庭的保育事業が、これが利用定員が 5 人以下の比較的家庭的な雰囲気のもとで行うきめ細かな保育を実施することとなります。居宅訪問型保育ですが、これは子供の居宅に訪問して 1 対 1 として行うきめ細かな保育ということでありまして。事業所内保育これは企業が主として従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供することとなります。主な認可基準ですが、家庭的保育事業が職員数ゼロから 2 歳児が 3 対 1、家庭的保育補助者を置く場合は 5 対 2 ということとなります。資格は家庭的保育者です。家庭的保育補助者も可能となります。市町村が行う研修修了した保育士、保育士と同等以上の知識や経験を有すると市町村が認める者ということになります。保育室等が 2 歳児まで 1 人当たり 3.3 平米の面積が必要ということになります。給食に関して自園調理で連携施設からの搬入が可能、調理室を有して調理員を置くことができる。調

理員を置く必要がございます。ただし調理員に関しては、利用定員が3名以下の場合家庭的保育補助者を置いて調理を担当することも可能となります。

真ん中です。事業所内保育事業です。職員数は定員が20名以上の場合は保育所の基準と同じとなります。利用定員が19名以下は小規模保育事業のA型、B型の基準と同様となります。こちらも給食で自園調理となりますが、連携施設からも搬入が可能となります。調理施設を有し調理員を置くことが必要となります。居宅訪問型保育事業はゼロから2歳児まで1対1ということであり、これに関しても資格は必要な研修を終了し、保育士と同等以上の知識や経験を有すると市長村長が認める者となります。保育室等は必要ありません。給食設備も必要ないということになります。

15 ページ、3つ目の条例化です。放課後児童健全育成事業の設備と運営に関する基準です。これに関しては子ども・子育て支援法の交付によって児童福祉法が改正されました。市町村は放課後児童健全育成事業の設備や運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて条例を定める必要があります。下の表に変更事項ということで現行制度と新制度の変更点載せてございます。放課後児童クラブについての対象児童ですが、これは児童福祉法が改正されて、今までのおおむね10歳未満の留守家庭の小学生でありましたが、小学生6年生まで対象となることとなりました。

市町村の管理ということで、今までは都道府県に届け出が必要でありましたが、これからは市町村に事前の届け出が必要となるということになります。事業の実施の促進ですが、学校の余裕教室など貸付による事業の促進をすることとなりました。費用負担割合については、これは保護者負担と事業主負担、都道府縣市町村で負担することとなります。また質の改善についてはまた新たに財源確保を前提として後で加算等が通知されるかと思えます。指導員に関してですが新制度においては都道府県知事が行う研修を修了した者が指導員としての資格となります。まず保育士や社会福祉士または高校を卒業した者で2年以上児童福祉事業に従事した者と幼稚園、小学校、中学校、高校の教諭等の中で研修を修了する必要がございます。指導員の数ですが、今までは特に定めがありませんでしたが、新制度の中では支援の単位ごとに2人以上配置する必要があります。そのうち1名については補助員の代替も可能ということになります。児童集団の規模ですが現制度では40人程度、最大70人程度まで認められておりましたが、新制度では40人以下となります。施設や設備の面積これは変わりません。おおむね大体1.65平米以上ということになります。開所時間や開所日数についても現行制度と特に変更はありません。年250日以上、時間についても土、日、長期休業のときは原則は8時間以上、平日については1日3時間以上の開所が必要となります。

16 ページです。保育の必要性の認定の基準です。新制度では市町村が保護者の申請を受けて客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定する必要があります。保育の必要性の認定に当たっては、事由、保護者の就労、疾病など、また区分、保育の標準時間が保育の短時間の2区分、さらに優先利用について国の基準に基づいて条例か規則を定めることが必要となります。事由について現行制度と新制度の事由を載せております。現在は保育に欠ける要件ということで載せております。新制度においては現行制度に(6)から(9)が追加されます。求職活動や就学、虐待やDVのおそれがある。また育児休業取得中に、既に保育を利用している子供がいて継続利用が必要であるという項目が追加されることとなりました。区分については現行制度では特に区分というのは設けておりません。白老町においては月曜日から金曜日までは午前7時半から午後6時半まで実施しております。土曜日については

午前7時半から午後5時まで実施しております。就労時間の下限は特に定めてはいませんでした。新制度においては2区分ということで保育の標準時間と保育短時間、2つに分けられることになりました。保育標準時間については両親ともフルタイムの場合を想定ということで1日11時間までの利用となります。月の平均利用が275時間となります。就労時間の下限として1週間当たりの保育時間が30時間程度となります。保育短時間については父母のどちらかがパートタイムの場合を想定して設定しています。1日8時間までの利用で月当たり平均200時間となります。就労時間の下限は1カ月当たり48時間から64時間の間で市町村が定めるということになります。最後になりますが優先利用となります。現行制度では特に優先利用というのは定めはありませんでしたが、新制度の中では今説明した事由と区分これに基づいて保育の必要性を決めますが、さらにこの優先利用ということで、保育の入所に関しての調整を行うこととなります。優先利用の中の内容としてはひとり親家庭や生活保護世帯、失業、また虐待やDV、子供が障がいを持つ場合や育児休業明けなどということになります。その他市町村の定める事由ということになります。

以上が白老町から定めるべき基準についての主なポイントとなることを説明させていただきました。前回もお配りしているのですが、基準案についてという資料、あると思いますが、これの中の一部を抜粋して今説明させていただきました。そのほかに関してもその資料ごらんいただきたいと思いますが、全部国が示している基準に準じるということで、白老町の条例も制定するという考えであります。その中で1点だけ白老町の基準を定めたいと思いますが、最後に保育の要性の認定基準で、保育の就労時間の下限を1か月当たり48時間から64時間の間で市町村が定めることとされております。この中で白老町では48時間という時間を就労の下限時間ということで決めたいと思っております。それ以外については国の基準のとおりという内容でお配りしている資料に基づいて条例化、条例を制定したいと考えてございます。以上で説明終わります。

○副委員長（山田和子君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今概要のほう大体お話ししたと思うのですが、基本的には市町村でこれから新たな事業発生するということになるために、その事務を処理するための何らかしらの基準を設けると。しかもそれは内閣省令なり厚労省の省令に基づいて、その基準に基づいておおむねその基準に基づいて、それぞれ条例を定めるということです。あとは特に特定と書いてありますけれども、そういった部分は幼稚園でありますとか、保育園、認定子ども園という部分があるところがございます。あと家庭的保育、その中で地域型保育事業というのは市町村の認可事業として位置づけられて満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行なっています。またこの中で今主幹のほうで説明した中で条例のところでは1番そのポイントとなるのは、白老町のほうで確認作業というのを進めるところがあるのですが、5ページ目を見ていただきたいと思っております。

確認を受けるための基準ということで、運営に関する基準は内閣府令で定める基準に基づき市町村で定める必要があるのだと。ここがポイントになってくると思います。こういったことで内容としては今1カ所だけ、その部分だけ白老町独自として基準を定めると。そのほか全部国の基準に準ずるのでありますということがございます。内容的な部分で参酌とか、従うとか、前にご説明していると思いますが、従うという部分は当然白老町でも従っていかなければならない。参酌する部分が地域の実情に応じてということですが、当然その部分でもここで言います参酌の部分を見ていただいた中で一

つだけ今お話しした内容だけ変えるということでございますので、それほどの変更ではないということで一応条例をつらせていただいております。

またここに書いてありますとおり、運営基準でありますかと設備基準でありますかとということで、そういう中の基準でございますよろしくご審議いただきたいと思っております。以上です。

○副委員長（山田和子君） 以上、担当課からの説明が終了いたしました。今の説明に対して質問のあります方はどうぞ。ございませんか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 保育料は市町村が額を決める。今白老町は2段階軽減しているのかな。2年遅れでやっていますね。その辺はなくなって国の基準どおりやるということでのいいのですか。

○副委員長（山田和子君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今これから、保育料の算定については公定価格に基づいて使用者負担金が国のほうで示されているのですけれども、あと白老町の今前田委員さんのお話のありました保育料の部分は国の基準よりちょっと遅れているのですけれども、それらを参酌して決めていきたいと。ですので後ほどこの保育料の部分についてはご審議していただきたいと思っています。

○副委員長（山田和子君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 9月に条例審議するけれども、条例の中で定まるのですか。保育料の町負担分は別な規則とか何かで決まるのですか。

○副委員長（山田和子君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今委員さんお話ししたとおり保育料の部分の規則がございますので、それに基づいて新たにつくっていくと、新たというかその中で定めていきたいと思っております。別に定めていきたいと。

○副委員長（山田和子君） ほかありませんか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 3点ほど確認をしたいと思います。今保育料の話が出ていましたけれども、5歳児の無償化の話が来年度予算に載る、載らないでまだやっているのか。何も通知来ていないのか、それともそういう前提の何か連絡等があったのかどうかということが1点。それからもう1点は地域型保育のほうで保育士でなくてもできるということで、町が定めた教育というか講習を受けてそれで資格になるというのだけれど、それは子ども支援員ですよね。この資格はそれを受けたから保育士ではないのですけれども収入の面とかでは優遇されるのですか、その辺が何かちょっと今問題になっているという、短時間の講習でその資格を有する。十分問題ないのかということが出てくるようなのですが、そういうところは別に問題がないのかということが1点。そう一つ簡単なこと、優先利用の中で子供が障がい有する場合優先的になんですけど、今全保育所実施しているところは、障がい児保育は受け入れることができるようになっていっているのでしょうか。それを確認しておきたいと思っております。

○副委員長（山田和子君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 最初の通知が来ているかということです。義務教育化といいますか、5歳児の無償化ということなのですが、今のところは現状では公式な通知は来ておりません。

もう1点ですけれども、要するに子育て支援員の研修の関係ですけれども、今、実際ざっくばらんに言いますと、そういう制度が出てきたのだということで、それではそれをどういうふうにしていくの

かというのはこれからのお話ですので、ちょっと私どものほうもこれから勉強させていただきたいと思っています。

あともう1点ですけども、保育園の障がい児対策については、現行で進めておりますので、ただ今発達障がいがありますとか、そういった部分が出てきておりますのでそういった部分については、それぞれ支援センターでありますとか、そういったところと十分考えながら、加配であるとかそういったことも手帳がないにしても、そういった部分も考えていきますけども、今ところはそういう形で障がい児手帳を持っていて、そしてどうしても加配が必要だっという部分について加配の形で進めておりますし、そのような制度も実際持っておりますので、以上です。

○副委員長（山田和子君） ほかにご質問ありませんか。本間委員。

○委員（本間広朗君） 今の吉田委員と同じような質問を考えていたのですが、家庭保育士の件なので、これ小規模保育所の中のC型で家庭的保育というか、これは市町村長が行う研修となっていて、例えば放課後児童クラブの指導員というのか先ほどいった子育て支援。これ何か逆のような感じに思えるのだけれど、このなんというのか小規模保育のほうが都道府県知事というか、もと保育士というのどちらかという先生ですよね、経験者。それが指導員、今まで放課後児童クラブといたら経験者でしたか。経験者じゃなくてもよかったような気がするのですが、何かそれが逆のような、もちろんこれは制度だからその辺どうなのかという部分を聞きたかったのです。参考程度に聞きたいのですが、例えば家庭的保育者これ市町村長が行う研修とありますけど、これから例えば小規模保育園をやるということになると、これそういう1人2人というわけにいかないと思います。これは例えば研修といたらどれくらいの期間というか、かかるのか。その辺まず聞きたいと思います。お願いします。

○副委員長（山田和子君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 新しく創設される子育て支援員という資格なのですが、これは共通の研修として10時間程度の研修が必要となります。さらに例えば放課後児童クラブであるとか、家庭的保育や小規模保育であるとかそれぞれの事由に分かれまして専門的な研修を受けることとなります。大体10時間から15時間、放課後児童クラブに関しては5時間程度の研修が必要となるというように予定がされているようです。

○副委員長（山田和子君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 補足しますと、放課後児童クラブについては資格がなくても、実際先生として頑張ってください。研修とかという形で年に1回少ない予算なので、そういう形で現状ではやっています。ですから、これからの今主幹のほうでお話になった子育て支援とか、そういった制度を資格制度についてこれから勉強してちょっと資質の向上はぜひ今委員さんのお話のとおり大切なところですので、十分これから検討してまいりたいし、勉強していきたいと思っています。まだ出されたばかりなものですからどうぞ、どのような対応になるかまだわかっていないと。申し訳ございません。

○副委員長（山田和子君） ほかがございますか。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 今回の新制度で約1兆1千億円の財源がかかるだろうといわれているのですが、先ほど条例等の説明の中で国の10対10とかという数字が報告されましたけれども、予算上今の

ところは不安な要素もあるみたいで、それがやっぱり十分になっていくのかどうかというのは、今のところはいわゆるからそういう不満は大丈夫なのかということが1点と、それからもう一つは先ほどおっしゃっていたように、保育サービスに係る公定価格の単価がまだ示されていないということで、国でも何か遅いのではないかという話をしているということなのですから。これ保育の受付いづろですか。いつ頃だせるのですか、保育の公定価格に基づいて保育料の算定というのはいつまでしななければならないのか。

○副委員長（山田和子君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 先ほどの関係から保育料の公定価格の算定について先に。公定価格の算定については当然今のうちのほうも作業進めていますので、公定価格とそれから仮単価ということで国のほうが示されておりますので、そしてそれは実際出ておりますので、それに基づいてうちのほうはこれから作業進めています。ですので当然今10月に幼稚園の保護者説明会があるのです。そのときにこの条例とともに単価も本来的に示さないとならないということなのですが、ちょっとそのいろいろな形で例えば幼保連携型のこの面について、高いとかそういうお話もいろいろ出ていますので、国のほうもそういうお話なので正式な形では一応公定価格ということで出てきていますが決定ということではなくて、一応今それぞれ保育園と幼稚園にこの単価でどうでしょうかということに諮っていただいているということです。そういうことをやっています。ただ本来的にその方向でその金額でいろいろ意見があると思うのですが、今ところその金額をベースにしてうちのほうも作業進めています。ですのでちょっとこの部分は早めにやりたいと思っていますが、なかなか財政的な部分もありますし、ほかの市町村の動向も踏まえて整理していかなければならないと思っています。

○副委員長（山田和子君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 仮単価として示されているということなのですが、先ほどもちょっと申し上げましたように新制度に対する財源の確保がまだ十分できていないということで、保育料の単価が上がるという可能性は含まれているように感じますか。仮単価だから何とも言いようがないのですけれどもどうなのですか。今までの単価と比べられるかどうかかわからないのですけれども、ちょっとやっぱり割高になっていますよと、同じくらいですとか。ちょっと下がりますよとかそのくらいのことでいいのですけれどもどうでしょう。

○副委員長（山田和子君） 藤元主査。

○子ども課主査（藤元路香君） 今出てきている段階では、今までの現行の国の水準と変わらない。ただ保育短時間の場合はちょっと金額がそれより若干少なくなる感じです。安くなります。若干ですけれども。以上です。

○副委員長（山田和子君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） いろいろいと意見になってしまうから、あまり喋りたくないのだけれども。

何でこんなに制度を難しくするのか。本当にもう少し単純にわかりやすくやってくればわかるのに、理解しようと思って一生懸命聞いてもよくわからないのです。

今、保育料と公定価格の件で、保育料が上がるのかどうなのかっていうことで今確認しましたからいいのですけれども。低所得者の部分については減るということから考えると・・・、僕理解の仕方が違ったか、普通の時間の保育は料金が大体同じと解釈していいのですね。ということの一つ。

それからもう一つ、申請の場合の区分がどうのこうのといういろいろあるけれども、これによって本当にこれは申請が今までよりもしやすくなるのかどうなのかということ。かえってこの難しくなったり、制限されたりすることはないのかどうなのかということ。合わせて介護サービスと大体同じ制度だと前に何か書いてありましたね。ということはサービス給付をお金で買うということなのか。とすると自分の希望に合ったサービスを受けることができるというところに制限は起きないのかどうなのか。このあたりとあともう一つ、既存の幼稚園、保育所ありますね。この制度の結果、運営はしやすくなるのかならないのか。端的に聞きますから、そのあたりどういうふうにとらえているのですか。

○副委員長（山田和子君） 渡辺主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 申請について難しくならないかというご質問ですけれど、この説明資料の中でも7ページに申請の流れを書いております。保育所の場合は保育の必要性の認定を市町村がして、それから施設に利用申し込みをするという流れにはなっていますが、一応流れということで捉えていただきたいのですが、同時申請が可能なものですから現行よりも面倒くさくなるのか、そういうことないというふうには捉えております。申請自体は1度ですむようになりますので。

○副委員長（山田和子君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） あとこの制度が複雑であるということで、本当に利用者が自分の好きなものに利用できるかどうかということだと思っております。これは保育所のコンシェルジェとか保育園のそういう支援を当然窓口のほうでも進めますし、今渡辺主幹のほうからお話があったように制度自体のPRもこれからどんどんかけていきたいと思っています。

何とかいろいろな制度をわかるような形で、町のほうもいろいろなホームページなりそういったものを使ったり、広報を使ったり、支援制度わかるようなかたちで進めていきたいと思っています。

また、既存の運営しやすいのかどうかというのは、ここはそれぞれ考え方だと思うのですが基本的に公定価格の中で例えば人件費の部分ですとか、そういった部分を見ていっているわけです。ですので、国の考え方としては保育園なり幼稚園なりの代表者も入って国の子ども・子育て会議を進めていますので、そういう中での議論を踏まえてやっているとしますので、当然国の考え方としては運営しやすくなってきている。運営しやすいとか何とか保育の経営も考えながら進めていると思います。

ただ新聞紙上では問題は自己負担といいますか、被用者負担なのです。要するに子供さんを保育していただくその親御さんの負担がどこまでなのかと。これは市町村の前にもお話しし財政の部分でありますとか、あとこれはしっかりやりたいということであれば、当然そういった政策的判断が出てくると思います。

そういう財政面での制約があるのですが、当然その子育て支援というもの十分考えていくといかないと思いますので、そこは財政だけの問題ではないと考えます。

○副委員長（山田和子君） それでは、制度についてのご質問はこれ以上ないということで確認してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（山田和子君） それではこの制度が新制度になることによって、白老町における課題を

どのように把握しているかということ、もしあれば説明していただきたいのですが、長くなるようでしたら休憩を入れますが、どの程度課題として押さえていらっしゃるでしょうか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時52分

○副委員長（山田和子君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

課題について坂東子ども課長より説明をお願いいたします。

○子ども課長（坂東雄志君） それではこの課題ということでお話しいただいたのですが、7月23日、この前の総務文教常任委員会協議会の中でも、課題が結構たくさん出ておりましたので、その部分まずは答弁留保の部分を中心に記述しています。またあとそのほかの意見としてありましたので、その部分をピックアップしてお話ししたいと思います。

まず最初、先ほどいいました公定価格は苫小牧市と同じではと。違いがそうあると認識するかどうか。苫小牧市民が白老町の保育園に預けた場合の公定価格はどうかということでございます。

まず、公定価格においては白老町と苫小牧市との同じ地区区分には違いはありません。ただし園の状況において加算を含めた場合には、違いが出てくることが考えられます。これは地域区分です。それから、広域保育制度については保育園を利用したい保護者は居住地の市町村に申し込みをして入園が認められれば居住地の利用者負担額に基づき納入いただきますということでございます。まずそれが1つです。

それから、前回資料2の家庭類型タイプFで保育を必要としない数に入っていますが、実質的に両親とも働いたことがない、働いていないというのだったら保育を受けている人、実質は人数に入っているのではないと思うのですが、これをはじめてしまっただけでは実質的な数字ではないというようなお話しいただいたと思うのですが、これについては前の資料を見ていただくとタイプFということで実は保育の部分が抜けているのかな。

タイプFというところで実は保育が必要というところで、保育を必要としないところにFが入っているのです。Fというのは何かというと、2人とも就労していない。現在就労していないということなのですが、それは保育が必要というところに入っていないと。だからFをこの保育を必要でないというところにも入れておいたほうがいいのかという委員長のお話だったのですけれども、実際うちのほうで全部調べてみますとFの部分がゼロなのです。ゼロという数字なものですから、ゼロですのでここは数字が入ってこないということでございます。ここの部分が留保した部分の話です。

続きまして課題の部分です。まず最初にお話しいただきました。保育園と幼稚園とがどんなふうに改良されるのだということ、斎藤委員からのお話があったと思います。その部分は今回の幼保連携型の今回のポイントとしては、幼保連携型のこども園に使い、そこに改善がありますということでございます。ただ次の部分で都市部の部分とそれから地方ではそれぞれ受けとめ方が違って、どうなのだろうかというお話だったので、その部分もこの法律は都市部の待機児童解消のみを目的としたものではないと。例えば小規模保育園は都市部においては委員のお話のとおり待機児童の解消の方策であります。人口が減少している雪の多い北海道など地方にとっては、身近な場所に小規模な保育

園があることは、乳幼児を持っている保護者にとって重要であるという認識です。ですから、今回条例でその中で小規模保育園についても基準を制定していただきますので、当然こういったところの小規模保育園、必要なかどうかということが課題にはなってくると思うのです。前に吉田委員からもお話があって、小規模保育園どうなのかということでお話しして、小規模保育園の使い勝手としてはゼロ歳から3歳未満児なのです。そこはまだやっぱり問題になる可能性があります。ここは大きな問題だと思います。小規模保育園必要なかどうかというお話も前に承ったと思うのですが、当然白老町も少子化や乳幼児の減少が進んでおりますので、幼稚園なりそういった部分で減少が進んでることになれば、身近なところには必要なということになってくると思うのです。特に、そういった部分で小規模な保育園が必要ではないかと。ただここに書いてある小規模保育園の基準としては結構普通よりはゆるいのでそういう参入もそこに諮って、条例をつくって中で進めいく形になると思います。

あともう1点、先ほどいいましたサービスの必要性。誰が決めるのか、この計画はまちに任せるのかということになれば、自治体の財政力によって、先ほどいいました違いによってサービスができる自治体とできない自治体ができるのではないかとのお話もありましたけども、当然自治体の財政力が影響すると思いますけれども、地域の実情とか、子ども・子育てをしっかりとしていかなければいけないという政策的判断とか、そういった部分がしっかりと出てくれば、当然子育てサービス、十分提供できてくると思います。

また、広域性や代替サービス等の知恵を出し合いながら進めていきたい。ですからこの課題としては、確かにその足りないのだけれども、今の既存の例えば病後児、病児保育とかそういった部分で今ないと。現状としてはそれをつくるにはお金がかかるとか、代替するものには何かないのか、あと広域的にはどうなのだとか、そういったことが課題になってくるのではなからうかと思えます。先ほど吉田委員のほうから無償化の部分も当然2015年から所得制限付の無償から方針が7月16日出されておりますけども、そういった部分のこれから情報もどんどん入れて無償化の部分についてもうちのほうも検討していかなければならないという課題があると思います。

それは幼稚園の就園奨励費というので今うちのほうで補助していますので、そのかわりも出てくると思います。特に公定価格なり、それから幼保連携型のこども園、そういった単価を決定する段階ではそういったほかの補助金との関係等もありますので、保育単価といいますかそういう費用負担というのは結構どういう形にするかというのは、これから議論になってくるのではないかと。これも課題になってくるのではないかと。思います。

それから、広域保育については当然これか、代替する対策として出てくると思いますが、広域保育についての考え方もこれから議論していかなければならないと思います。あとこれからの放課後児童クラブの年齢制限がありますとか、それから先ほどいいました病後、病後児保育の新たな方策について、今後子ども・子育て支援申請事業計画の中で、今基準ですので、基準とかということで、運営とかということで非常に手続論的な話なのですが、今後も子ども・子育て支援事業計画の中で議論してまいりたいと思っています。

特にまたもう1点、前田委員からお話のありました緑丘保育園、今後の町の運営をどうしていくのかというお話があったと思いますが、ここの部分は今後子育て支援事業計画ではなくて、保育運営事業計画の中で今後議論していきたいと思っています。当然、保育料なり各方策でてくる中で、そのの

中で保育事業運営計画なるのですが、それは5年計画なのです。今度この保育運営事業計画は当然長期的なことも考えながら進めていきますので、そういった部分でこれからの議論いただく必要が出てくるのではないかと思います。まだまだたくさんありますけどもそういったところは今後今言ったようなことがきっと方策なり、そういった部分で課題として出てくると思いますので、今からどうしたらいいのかとか十分お知恵いただきながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○副委員長（山田和子君） 委員の皆さんからほかに何かご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○副委員長（山田和子君） なければ、以上をもちまして、総務文教常任委員会協議会を閉会したいと思います。本日はどうもお疲れさまでした。

（午後 4時45分）